

〔平 12.6.2〕
〔法小 7 - 4〕

說 明 資 料

— 分割・合併等 —

目

次

I	資本等取引と資産の譲渡取引等	1
II	分割の性格	2
III	現物出資（子会社設立）・合併・みなし配当に係る現行税制の概要	7
1	現物出資（子会社設立）に係る現行税制の概要	7
2	合併に係る現行税制の概要	8
3	みなし配当に係る現行税制の概要	10
IV	現物出資（子会社設立）・合併・みなし配当に係る現行税制の論点	12
1	現物出資（子会社設立）に係る現行税制の論点（例）	12
2	合併に係る現行税制の論点（例）	13
3	みなし配当に係る現行税制の論点（例）	14
V	租税回避防止の必要性	15
	（参考）税制調査会答申等	17

I 資本等取引と資産の譲渡取引等

- 現物出資・合併・みなし配当等には、資本等の金額の増加又は減少や利益又は剰余金の分配の要素があり、資本等取引に該当する部分があるとともに、資産の移転や配当相当額の交付が行われるため、資産の譲渡取引あるいは配当の受取りに該当する部分がある。

(注) 1 「資本等取引」とは、「法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配(商法第293条ノ5第1項(中間配当)又は資産の流動化に関する法律第102条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。)をいう。」(法人税法22⑤)とされている。

2 「資本等の金額」とは、資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額をいう(法人税法2十六)。

- 資本等取引に対しては法人税の課税は行われませんが、資産の譲渡益や受け取った配当に対しては課税を行うのが原則である。

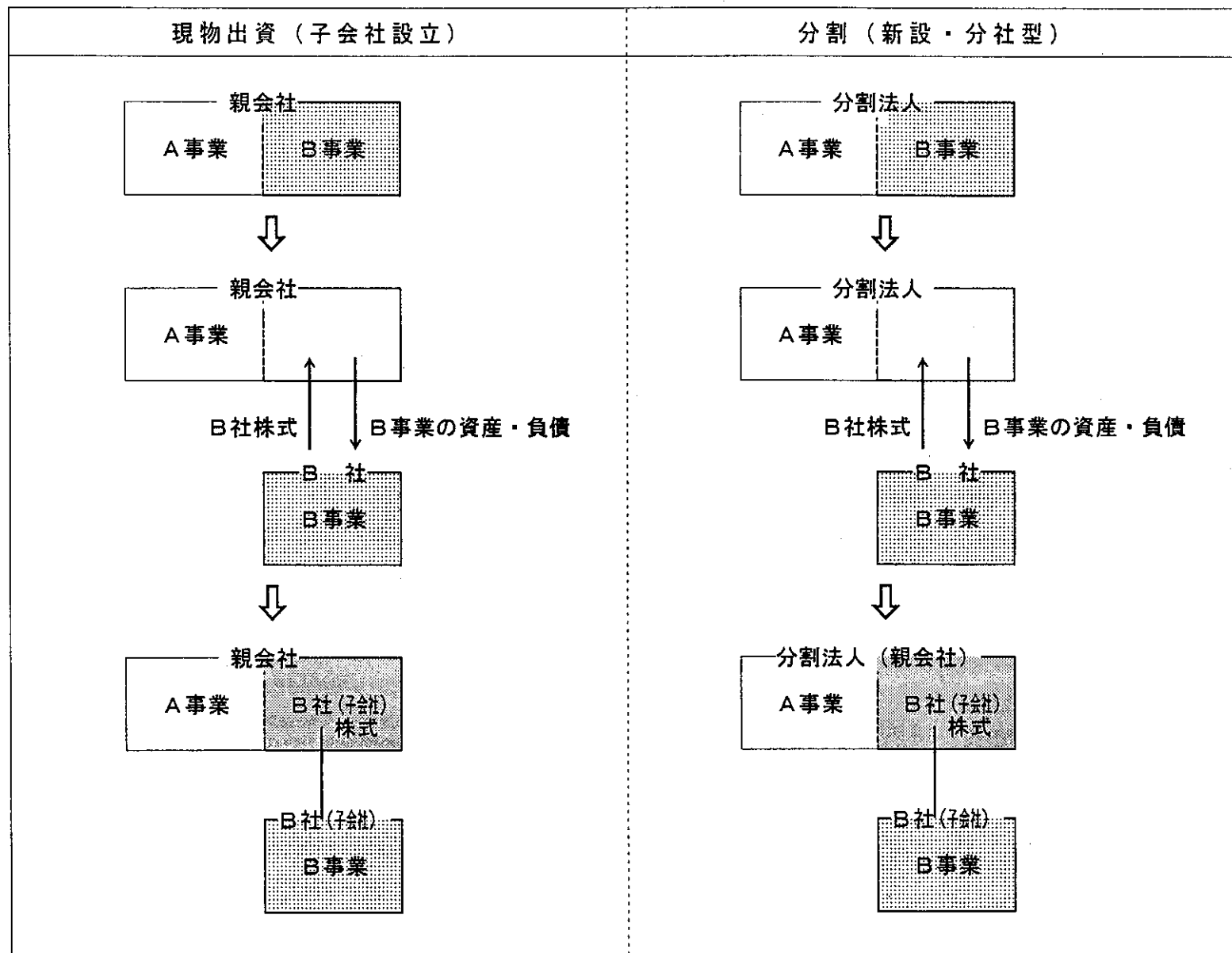
(注) 配当については、受取配当等の益金不算入(法人税法23)の適用を受けることができる。

II 分割の性格

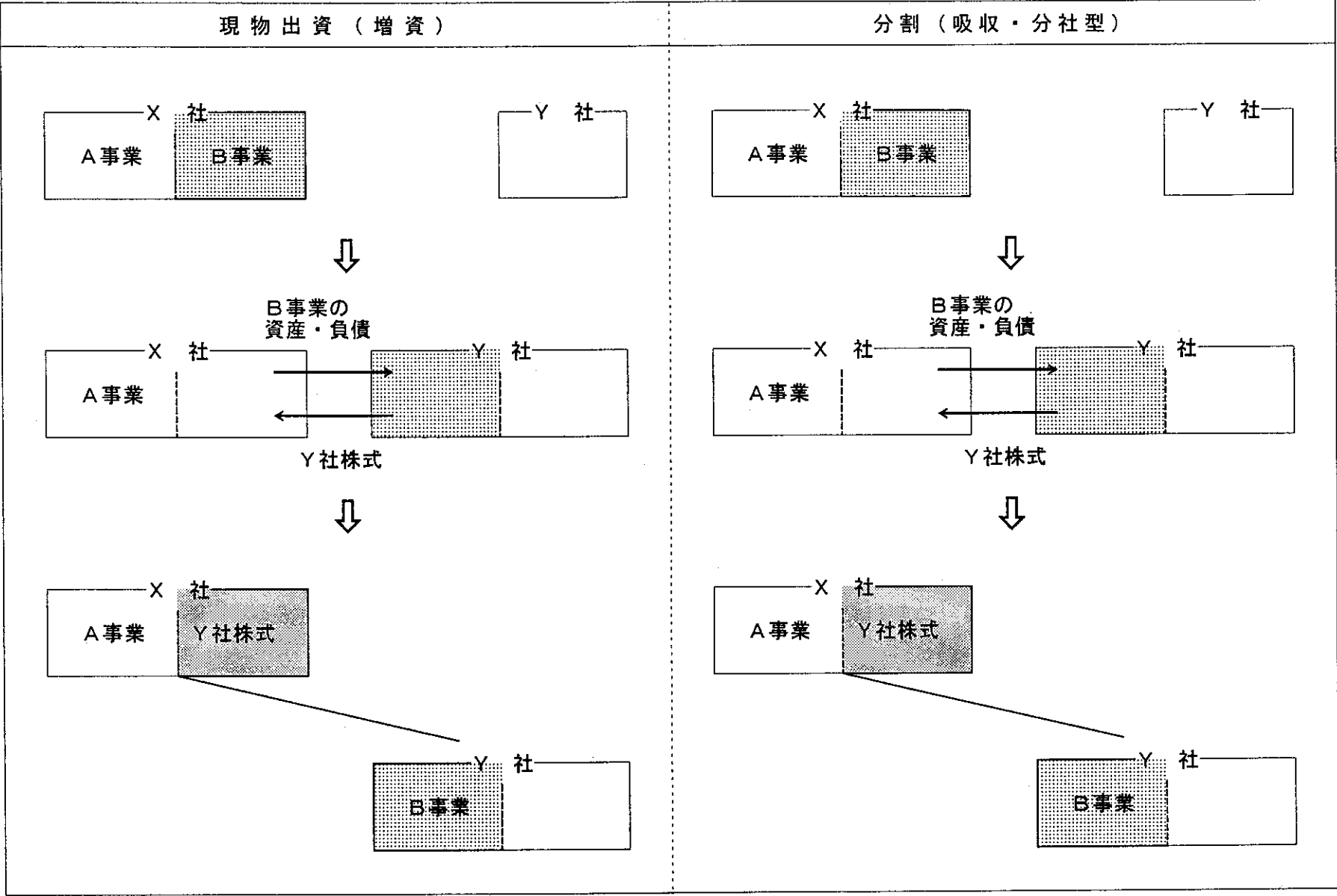
- 分割についても、資本等の金額の増加又は減少や利益又は剰余金の分配の要素があり、資本等取引に該当する部分があるとともに、資産の移転や配当相当額の交付が行われるため、資産の譲渡取引あるいは配当の受取りに該当する部分がある。
- 分割においても、分割法人の資産・負債の新設・吸収法人への移転や分割法人の株主による新設・吸収法人の株式の取得等が行われるため、資産の譲渡益や受け取った配当に対する課税を行うのが原則となる。
- なお、分割は、現物出資、合併、みなし配当が生ずる利益の資本組入れ等と共通する要素を有しており（注）、税制上の取扱いに関しては、これらを含めて検討を行う必要がある。

（注）次葉以下の参考 1 ～ 4 を参照。

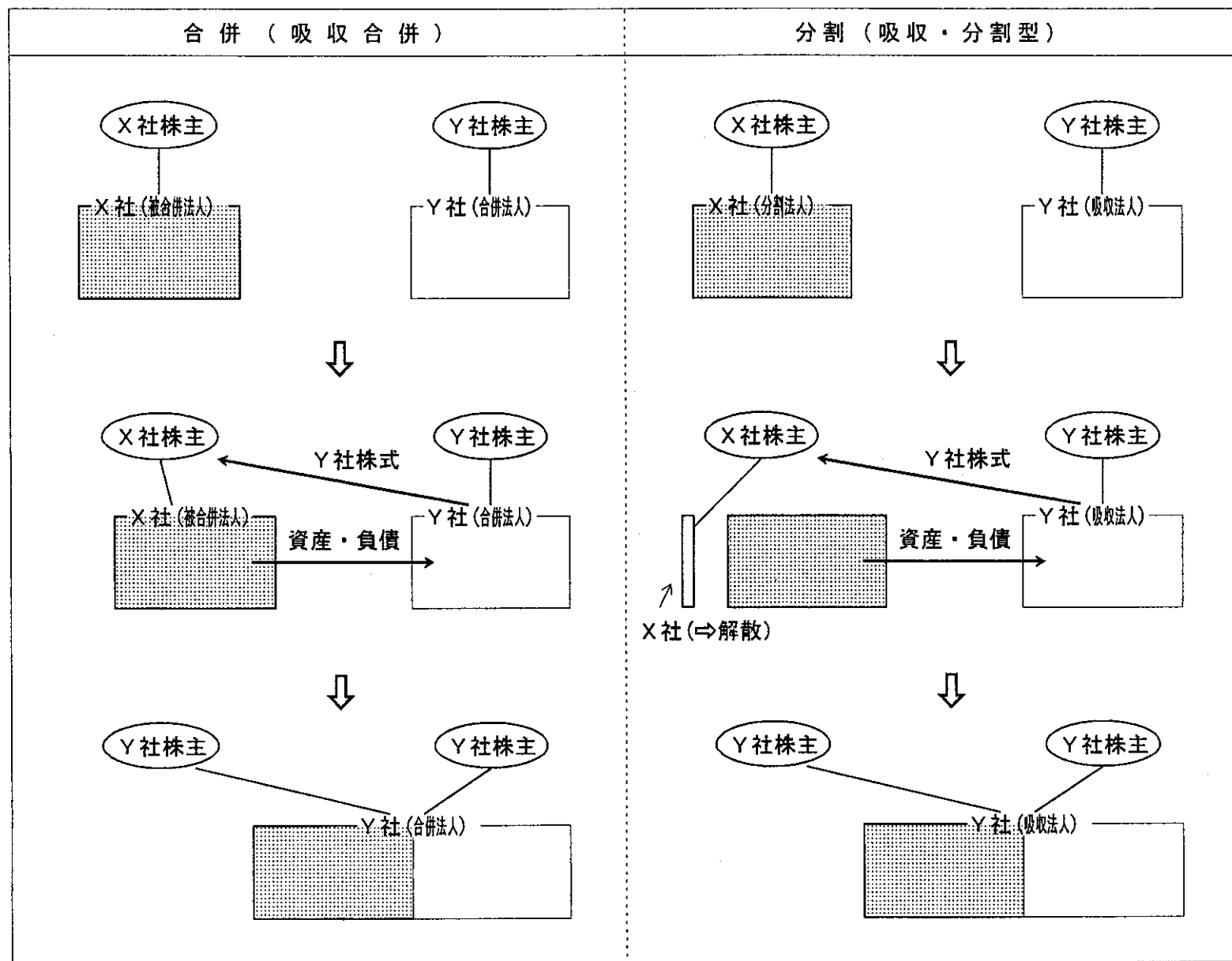
参考 1 : 現物出資（子会社設立）と分割



参考 2：現物出資（増資）と分割



参考 3 : 合併と分割



参考4：みなし配当と分割

